

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第五十七号

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

(病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第一条 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十六年徳島県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「次項第一号及び第三号から第七号まで」を「次項第二号から第六号まで」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条第二号中「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第十七条第二項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加える。

第二十九条中「、第八条第二項、第九条」を削る。

(病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(令和四年徳島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「、第八条第二項、第九条」を削る。

附則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正前の病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第七条第二項第一号に該当する扶養親族のある職員(病院事業管理者が定める職員を除く。)に対しては、この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第七条の規定にかかわらず、扶養手当を支給する。